１１　地 方 譲 与 税 等

（1）地方譲与税・交付金等の概要（その1）

種類		財源	配分先（率）	計算根拠	譲与時期（税収入月）	使途
地方譲与税	地方揮発油譲与税（H21年度から）	地方揮発油税 100/100 ※R16年度から改正予定	県・指定市 58/100 市町村 42/100	道路延長　1/2 道路面積　1/2	6月（3-5） 11月（6-10） 3月（11-2）	条件・制限なし
	石油ガス譲与税	石油ガス税 1/2	県 指定市	道路延長　1/2 道路面積　1/2	6月（3-5） 11月（6-10） 3月（11-2）	H21年度から 条件・制限なし
	自動車重量譲与税	自動車重量税 357/1000 431/1000（※） ※R4～当分の間	県 24/1000 24/1000（※） 市町村 333/1000 407/1000（※）	道路延長　1/2 道路面積　1/2	6月（2-4） 11月（5-9） 3月（10-1）	H21年度から 条件・制限なし
	森林環境譲与税（R元年度から）	森林環境税 100/100 （課税はR6年度～） ※地方公共団体金融機構の準備金により前倒しで増額	（R4・R5） 県　3/25 市町村22/25 （R6～） 県　1/10 市町村 9/10	私有人工林面積　5/10 ⇒ 5.5/10（R6～） 林業就業者数　2/10 人口　3/10 ⇒ 2.5/10（R6～）	9月（3-8） 3月（9-2）	森林整備及びその促進に関する費用、市町村の支援等に関する費用
	航空機燃料譲与税	航空機燃料税 2/13 （R3年度4/9、R4～R6年度4/13、R7・8年度4/15、R9年度2/9）	空港関係 県　1/5 市町村 4/5	着陸料収入　50/100　※激変緩和措置（5年間） R6:着陸料40/100・延べ重量5/100・旅客数5/100 R7:着陸料30/100・延べ重量10/100・旅客数10/100 R8:着陸料20/100・延べ重量15/100・旅客数15/100 R9:着陸料10/100・延べ重量20/100・旅客数20/100 R10以降:延べ重量25/100・旅客数25/100 騒音が特に著しい地区の世帯数　50/100	9月（3-8） 3月（9-2）	航空機による騒音等により生ずる障害の防止等の空港対策に関する費用
交付金	利子割交付金	県民税利子割の個人に対する収入額（清算後）の59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人県民税額（所得割税率は4%相当）の割合の当該年度前3年度分の平均値を乗じた額 （R8年度分の利子割から都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算の実施）	R8から 3月（3-2） R7まで 8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	条件・制限なし
	配当割交付金	県民税配当割収入額の59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人県民税額（所得割税率は4%相当）の割合の当該年度前3年度分の平均値を乗じた額	8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	条件・制限なし
	株式等譲渡所得割交付金	県民税株式等譲渡所得割収入額の59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人県民税額（所得割税率は4%相当）の割合の当該年度前3年度分の平均値を乗じた額	3月（3-2）	条件・制限なし
	分離課税所得割交付金（H29年度から）	退職所得の分離課税に係る県民税所得割収入額の1/2	指定市	市から県への払込額	3月（3-2）	条件・制限なし
	法人事業税交付金（R2年度から）	法人事業税収入額（標準税率分）の7.7% （R2年度は3.4%）	市町村	交付基準：従業者数（経済センサス基礎調査） （経過措置） R2年度：法人税割額 R3年度：2/3…法人税割額　1/3…従業者数 R4年度：1/3…法人税割額　2/3…従業者数	8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	条件・制限なし
	地方消費税交付金	従来の地方消費税 1/2	市町村	国勢調査による人口　1/2 経済センサス基礎調査の従業者数　1/2	6月（2-4） 9月（5-7） 12月（8-10） 3月（11-1）	条件・制限なし
		地方消費税率の引上げ分 1/2		国勢調査による人口		H26年度から社会保障に関する費用
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税 7/10	市町村	所在するゴルフ場の利用人員	8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	条件・制限なし
	自動車取得税交付金（R元年度まで）	自動車取得税収入額の95%	県・指定市3/10 市町村7/10	道路延長　1/2 道路面積　1/2	8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	H21年度から 条件・制限なし
	環境性能割交付金（R元年度から）	自動車税環境性能割収入額の95%	県・指定市 35/100 県22/100、市町村43/100	道路延長　1/2 道路面積　1/2	8月（3-7） 12月（8-11） 3月（12-2）	条件・制限なし

(1) 地方譲与税・交付金等の概要(その2)

種類		財源	配分先(率)	計算根拠	譲与時期 (税収入月)	使途
交付金	軽油引取税 交付金	軽油引取税 収入額の90%	指定市	県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道、高速自動車国道及び県道の面積等に基づいてあん分した額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	H21年度から 条件・制限なし
	国有提供 施設等所在 市町村助成 交付金	国の予算	市町村	土地、建物及び工作物の価格　7/10 総務大臣が特に必要と認めた市町村　3/10	12月	条件・制限なし
	地方特例 交付金	国の予算	県 市町村	個人住民税減収補填特例交付金(旧:住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金) (H20年度～、R6・R8名称変更) ※住宅借入金等特別税額控除に伴う減収分を補填	4月 9月	条件・制限なし
				減収補填特例交付金(R元年度～R3年度) ※環境性能割(普・軽)の臨時的軽減に伴う減収分を補填		
				定額減税減収補填特例交付金(R6年度～R7年度)		
				新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(R3年度～R8年度)	3月	都市計画税分は都市計画税の充当事業
				軽油引取税減収補填特例交付金(R8年度) ※軽油引取税当分の間税率の廃止による軽油引取税の減収額を補填	4月 9月	条件・制限なし
				地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(R8年度) ※地方揮発油税当分の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を補填		
				自動車税減収補填特例交付金(R8年度) ※自動車税環境性能割の廃止による自動車税環境性能割交付金の減収額を補填		
				軽自動車税減収補填特例交付金(R8年度) ※軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を補填		
県支出金	産業廃棄物 処理税 交付金	県産業廃棄物処理税の収入額 46.5%	保健所設置市	市に所在する最終処分場に係る県産業廃棄物処理税額に93/100及び1/2を乗じた額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	不法投棄対策・啓発・監視体制の強化・研究開発への助成

(2) 県民税徴収取扱費交付金の概要

種類		配分先	内容及び計算根拠	交付時期 (税収入月)
県支出金	県民税徴収 取扱費 交付金	市町村	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を，県が市町村に交付して補償するもの。 金額は以下①～⑤の合計額。 ① 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く)をされた個人県民税納税義務者数を政令で定める額(3,000円，但し平成19・20年度4,000円，平成21・22年度3,300円)に乗じて得た額 ② 市町村が徴収した個人県民税に係る徴収金を，市町村が還付又は充当した場合の過誤納金相当額 ③ 市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金相当額 ④ 市町村が交付した個人県民税の前納報奨金相当額 ⑤ 控除されるべき額で所得割の額から控除し得なかった金額を市町村が還付又は充当した場合の，当該控除し得なかった金額相当額	8月(4-6) 11月(7-9) 2月(10-12) 翌5月(1-3)

(3) 地方譲与税（各年度決算額）

ア 地方揮発油譲与税　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
譲与額		1,091,217	1,049,142	1,055,246	1,036,443	981,277
譲与月	6月	339,305	293,763	293,074	285,390	287,377
	11月	343,366	430,986	436,076	386,907	387,338
	3月	408,546	324,393	326,096	364,146	306,562
前年比（%）		102.3	96.1	100.6	98.2	94.7

イ 自動車重量譲与税　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
譲与額		1,411,147	1,411,278	1,426,839	1,427,945	1,474,249
譲与月	6月	406,086	364,174	393,674	378,296	395,592
	11月	576,751	585,702	589,265	587,419	609,489
	3月	428,310	461,402	443,900	462,230	469,168
前年比（%）		101.4	100.0	101.1	100.1	103.2

ウ 森林環境譲与税　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
譲与額		76,006	98,794	98,794	112,230	118,262
譲与月	9月	37,791	49,397	49,397	57,194	55,658
	3月	38,215	49,397	49,397	55,036	62,604
前年比（%）		101.2	130.0	100.0	113.6	105.4

エ 航空機燃料譲与税　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
譲与額		42,552	49,130	59,177	38,385	45,237
譲与月	9月	18,168	24,274	29,257	25,215	21,084
	3月	24,384	24,856	29,920	13,170	24,153
前年比（%）		376.6	115.5	120.4	64.9	117.9

オ 石油ガス譲与税　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
譲与額		46,745	44,326	41,441	38,435	36,120
譲与月	6月	11,990	10,445	10,225	9,464	9,012
	11月	18,184	19,020	17,533	16,254	15,650
	3月	16,571	14,861	13,683	12,717	11,458
前年比（%）		98.5	94.8	93.5	92.7	94.0

(4) 交付金等(各年度決算額)

ア 利子割交付金 (単位:千円)

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額		92,090	47,602	46,639	62,343	230,088
交付月	8月	45,886	21,129	19,234	20,424	79,081
	12月	28,152	16,910	17,657	29,056	129,102
	3月	18,052	9,563	9,748	12,863	21,905
前年比(%)		80.8	51.7	98.0	133.7	369.1

イ 配当割交付金 (単位:千円)

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額		571,906	871,225	767,616	868,948	1,416,082
交付月	8月	122,630	357,075	153,313	168,415	457,657
	12月	27,253	27,632	29,907	32,566	36,480
	3月	422,023	486,518	584,396	667,967	921,945
前年比(%)		100.3	152.3	88.1	113.2	163.0

ウ 株式等譲渡所得割交付金 (単位:千円)

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額(3月)	869,419	582,543	840,519	1,416,289	1,651,926
前年比(%)	174.2	67.0	144.3	168.5	116.6

エ 分離課税所得割交付金 (単位:千円)

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額(3月)	145,070	139,194	140,357	126,534	143,422
前年比(%)	134.8	95.9	100.8	90.2	113.3

オ 法人事業税交付金 (単位:千円)

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額		1,784,982	1,969,764	1,764,489	2,148,009	2,023,103
交付月	8月	835,294	851,145	858,457	1,027,265	881,189
	12月	434,381	547,284	419,909	532,465	537,315
	3月	515,307	571,335	486,123	588,279	604,599
前年比(%)		175.3	110.4	89.6	121.7	94.2

カ 地方消費税交付金 (単位:千円)

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現行分(一般財源)		7,993,936	8,383,723	8,299,803	9,158,343	9,712,865
交付月	6月	1,578,800	2,005,839	2,203,696	2,333,446	2,728,973
	9月	2,654,595	2,442,294	2,488,934	2,754,468	2,929,668
	12月	1,679,764	1,683,139	1,419,808	1,500,729	1,395,284
	3月	2,080,777	2,252,451	2,187,365	2,569,700	2,658,940
前年比(%)		104.2	104.9	99.0	110.3	106.1
引上分(社会保障)		9,271,121	9,814,755	9,626,434	10,583,316	11,225,026
交付月	6月	1,827,392	2,348,894	2,580,605	2,697,542	3,152,963
	9月	3,061,881	2,856,501	2,874,997	3,179,980	3,384,593
	12月	1,947,583	1,974,722	1,646,771	1,741,287	1,620,989
	3月	2,434,265	2,634,638	2,524,061	2,964,507	3,066,481
前年比(%)		114.0	105.9	98.1	109.9	106.1
合計		17,265,057	18,198,478	17,926,237	19,741,659	20,937,891
前年比(%)		109.2	105.4	98.5	110.1	106.1

キ ゴルフ場利用税交付金 （単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交　付　額		120,140	122,324	121,160	118,417	121,310
交付月	8　月	51,067	51,293	51,028	50,281	50,725
	12　月	38,701	41,222	39,878	38,266	39,840
	3　月	30,372	29,809	30,254	29,870	30,745
前年比（%）		116.8	101.8	99.0	97.7	102.4

ク 自動車取得税交付金(～R1.9) （単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交　付　額		—	4,931	24,087	—	—
交付月	8　月	—	—	—	—	—
	12　月	—	—	—	—	—
	3　月	—	4,931	24,087	—	—
前年比（%）		—	皆増	488.5	皆減	—

※R4・R5年度は制度廃止前の納税不足額に対する追加徴収分

ケ 環境性能割交付金(R1.10～) （単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交　付　額		268,508	335,020	371,459	429,161	418,650
交付月	8　月	80,688	82,742	107,495	140,863	149,234
	12　月	66,480	106,726	110,381	142,950	135,634
	3　月	121,340	145,552	153,583	145,348	133,782
前年比　(%)		100.9	124.8	110.9	115.5	97.6

※環境性能割の臨時的軽減(R1.10～R3.12)

コ 軽油引取税交付金 （単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交　付　額		5,884,168	5,828,309	6,114,227	6,002,489	5,947,272
交付月	8　月	2,453,905	2,432,662	2,530,575	2,461,417	2,479,414
	12　月	1,940,301	1,936,727	2,032,146	1,974,708	1,982,234
	3　月	1,489,962	1,458,920	1,551,506	1,566,364	1,485,624
前年比　(%)		103.1	99.1	104.9	98.2	99.1

サ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 （単位:千円）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交 付 額 A	61,695	61,762	60,561	58,918	58,623
国有財産台帳価格B	7,173,618	6,960,589	6,762,907	6,543,895	6,364,095
Aの前年比　(%)	98.1%	100.1%	98.1%	97.3%	99.5%
A / B (%)	0.86	0.89	0.90	0.90	0.92

シ　地方特例交付金　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人住民税減収補填特例交付金 (旧:住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金) (H20年度～、R6・R8名称変更)		903,707	1,097,021	1,060,342	1,029,452	936,341
交付月	4　月	452,292	541,327	516,438	511,764	458,664
	9　月	451,415	555,694	543,904	517,688	477,677
前年比（%）		103.6	121.4	96.7	97.1	91.0
定額減税減収補填特例交付金 (R6年度～R7年度)		—	—	—	4,154,550	37,654
交付月	4　月	—	—	—	2,074,098	23,171
	9　月	—	—	—	2,080,452	14,483
前年比（%）		—	—	—	皆増	0.9
自動車税減収補填特例交付金 (※1)		81,376	—	—	—	—
交付月	4　月	43,475	—	—	—	—
	9　月	37,901	—	—	—	—
前年比（%）		63.9	皆減	—	—	—
軽自動車税減収補填特例交付金 (※1)		35,702	—	—	—	—
交付月	4　月	16,226	—	—	—	—
	9　月	19,476	—	—	—	—
前年比（%）		82.0	皆減	—	—	—
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(※2)		1,567,894	38,270	124,642	126,208	88,199
3月	固定資産税分	1,384,904	38,270	124,642	126,208	88,199
	都市計画税分	182,990	—	—	—	—
前年比（%）		皆増	2.4	325.7	101.3	69.9
合　計		2,588,679	1,135,291	1,184,984	5,310,210	1,062,194
前年比（%）		248.1	43.9	104.4	448.1	20.0

※1　自動車税及び軽自動車税環境性能割の軽減措置に伴う減収分を補てん(令和元年度～令和3年度)

※2　固定資産税減収補填特別交付金(令和3年度～)及び都市計画税減収補填特別交付金(令和3年度)

ス　産業廃棄物処理税交付金　　（単位:千円）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交　付　額		28,946	29,974	47,471	56,497	67,384
交付月	8　月	12,334	16,414	23,446	20,926	30,170
	12　月	9,961	9,636	14,310	15,715	23,258
	3　月	6,651	3,924	9,715	19,856	13,956
前年比（%）		79.0	103.6	158.4	119.0	119.3

１２　税 制 改 正

令和８年度の地方税制改正について

１　はじめに

令和８年度税制改正については，令和７年 12 月 19 日に与党の税制改正大綱がとりまとめられ，同年 12 月 26 日に「令和８年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

今回の大綱では，「「経済あっての財政」の方針に基づき、大胆な「危機管理投資」、「成長投資」による力強い経済成長の実現に向けて、「税制を通じて何を達成するべきか」という問いに答えていかなければならない。また「経済の足を引っ張る財政」であってはならない。財政に対する信認も確保しなければならない。そのためには「恒久政策には安定財源」の思想を堅持しつつ、予算の単年度主義に過度にとらわれる硬直的な税制ではなく、複数年の財政均衡について一歩を踏み出す時に来ている。令和８年度税制改正は、税制面でこうした考えの実現に向けた大きな歩みを踏み出したものである。」と示したうえで、地方税制については，「住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかり確保するとともに、経済社会の構造変化に対応し、都市と地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取り組みについて検討を行っていく。」とされた。

これらの方針等を踏まえた地方税法の改正案は令和８年２月 20 日に閣議決定され，同日第 221 回通常国会に提出された（閣法第４号）。

令和８年度税制改正で示された地方税に係る主な改正は以下のとおりである。

２　令和８年度地方税制改正の概要

（１） 個人住民税

ア　個人住民税の控除等

- 給与所得控除の最低保障額を 74 万円（現行：65 万円）に引き上げ。
- ひとり親控除の控除額を 33 万円（現行：30 万円）に引き上げ。

（令和 10 年度分の個人住民税から適用）

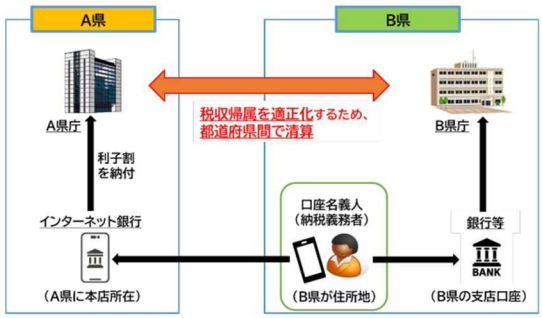
＜非課税ライン（単身者の場合）＞

	改正前		改正後
基本額等	45万円	（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	→ 9万円	**74万円**
計	110万円		**119万円**

※　地方税独自の非課税限度額が適用

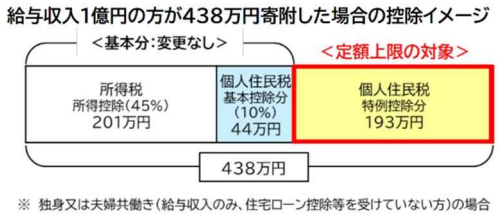
- 個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討することとされた。

イ　道府県民税利子割に係る清算制度の導入



- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入
 （令和８年度分の利子割から適用）

ウ　ふるさと納税制度の見直し



- 特例控除額について、193 万円（給与収入１億円相当）を上限として新たに設定（令和９年寄附分から適用）
- 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を 60%以上と設定するとともに、使途を公表することとされた。
 ※　令和８年指定から段階的に適用（R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%）
- 指定取消期間を３年以内（現行：２年）とするとともに、最大５年前（現行：最大２年前）の違反事案について取消対象とされた。

（２）自動車関係諸税

ア　環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和７年度末をもって自動車税及び軽自動車税の環境性能割を廃止。
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当
 ※　令和７年度税収（地財ベース）：1,889 億円（うち都道府県分：890 億円、市町村分：999 億円）なお、令和８年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとされた。

イ　自動車税及び軽自動車税のあり方

- 令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和９年度税制改正において結論を得ることとされた。

ウ　軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和８年４月１日に廃止

- 当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約 5,000 億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応することとされた。

 ※ 令和８年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとされた。

（３） 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ることとされた。

（４）主な税負担軽減措置

- **大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税・法人事業税）**

 法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずることとされた。

- **新築住宅に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）**

 床面積要件の下限を 40 ㎡以上（現行：50 ㎡以上）に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を５年延長

- **免税点の引上げ（固定資産税）**

 家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）にそれぞれ引き上げることとされた。（令和９年度以後の年度分から適用）

（５）その他

ア 納税証明書等のデジタル化

納税証明書等について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進めるとされた。

イ 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととされた。

13 その他

（1） 岡山市税一覧表

市民税

課税客体
- 市内に住所を有する個人（均等割・所得割）
- 市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）
- 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割）
- 市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所・事業所を有しないもの（均等割）
- 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割）

賦課期日：個人市民税 1月1日

課税標準及び税率

◎ 個人均等割 3,000円

※H26からR5の10年間、東日本大震災に伴う復興に関し緊急防災・減災事業の財源確保のため、均等割額が500円増額

※R6年度からは、国税の森林環境税1,000円を市県民税とあわせて徴収

◎ 個人所得割 8%

※退職所得の分離課税に係るものは6%

◎ 法人均等割

資本等区分	従業員数	税率
資本（出資）金の額を有しない法人等及び公共法人等		5万円
1千万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

◎ 法人税割 100分の8.4
（標準税率 100分の6）
※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から 100分の12.1
※令和元年10月1日以降に開始する事業年度から 100分の 8.4

申告期限
（個人）
個人申告書 3月15日
給与支払報告書 1月31日
公的年金等支払報告書 1月31日
（法人）
法人税申告期限

納期
（個人）
普通徴収
第1期 6月1日～ 6月30日
第2期 8月1日～ 8月31日
第3期 10月1日～ 10月31日
第4期 翌年1月1日～1月31日

特別徴収
毎月（6月～翌年5月）分
徴収の翌月10日
特例
6月 ～11月 12月10日
12月 ～5月 6月10日

（法人）
申告期限と同じ

固定資産税

課税客体
固定資産
- 土地
- 家屋
- 償却資産

納税義務者：固定資産の所有者

賦課期日：1月1日

課税標準及び税率
・税率 100分の1.4
（地方活力向上地域内の移転型・拡充型事業 100分の0～100分の0.933）
・免税点 土地 300,000円
家屋 200,000円
償却資産 1,500,000円

申告期限
- 償却資産申告 1月31日
- 住宅用地の申告 1月31日

納期
第1期 4月1日～ 4月30日
第2期 7月1日～ 7月31日
第3期 9月1日～ 9月30日
第4期 12月1日～ 12月25日

軽自動車税

令和8年3月31日まで軽自動車税（種別割）

課税客体
- 原動機付自転車
- 小型特殊自動車
- 2輪の小型自動車
- 軽自動車

納税義務者：軽自動車等の保有者（所有権留保付売買があった場合は、買主を所有者とみなす。）

賦課期日：4月1日

課税標準及び税率

車両の種類・区分		税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	
	0.6kW以下	2,000円	※特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の要件を満たした車両
	90cc以下	2,000円	
125cc以下かつ4.0kW以下		2,000円	
	125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	
2輪の小型自動車		6,000円	
軽自動車			
2輪		3,600円	
3輪		3,100円	
		3,900円	※平成27年4月1日以後新車登録分
		4,600円	※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両
4輪以上 乗用	営業用	5,500円	
		6,900円	※平成27年4月1日以後新車登録分
		8,200円	※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両
	自家用	7,200円	
		10,800円	※平成27年4月1日以後新車登録分
		12,900円	※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両
貨物	営業用	3,000円	
		3,800円	※平成27年4月1日以後新車登録分
		4,500円	※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両
	自家用	4,000円	
		5,000円	※平成27年4月1日以後新車登録分
		6,000円	※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両

※3輪以上の軽自動車については、上記以外に、一定の排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、新規検査を受けた翌年度（令和5年度～令和10年度）のみ・グリーン化特例（軽課）が適用

申告期限
- 取得申告 所有者等となった日から15日以内
- 廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内

納期：5月1日～5月31日

軽自動車税（環境性能割）・・・令和８年３月３１日をもって廃止

<table>
<tr><th>区分
税目</th><th>課税客体</th><th>納税義務者</th><th>賦課期日</th><th>課税標準及び税率</th><th>申告期限</th><th>納期</th></tr>
<tr>
<td>軽自動車税
（環境性能割）</td>
<td>・3輪以上の軽自動車

（当分の間、県が賦課徴収）</td>
<td>軽自動車の取得者
（所有権留保付売買があった場合は、買主を取得者とみなす。）</td>
<td></td>
<td>・課税標準　　通常の取得価格（免税点500,000円以下）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th colspan="2">税率等</th><th rowspan="2">排出ガス規制</th><th rowspan="2">燃費基準達成度</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td colspan="2">電気自動車</td><td>非課税</td><td>非課税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">天然ガス車</td><td>非課税</td><td>非課税</td><td>平成30年規制適合又は
平成21年規制からNOx＋10%低減</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ガソリン車</td><td rowspan="3">乗用</td><td>非課税</td><td>非課税</td><td rowspan="6">平成30年規制からNOx＋50%低減
又は
平成17年規制からNOx＋75%低減</td><td>令和12年度燃費基準80%達成
（平成22年度基準+73%達成※）
（令和2年度基準116%達成）
かつ令和2年度基準達成
（平成22年度基準+50%達成※）</td></tr>
<tr><td>1.0%</td><td>0.5%</td><td>令和12年度燃費基準75%達成
（平成22年度基準+62%達成※）
（令和2年度基準109%達成）
かつ令和2年度基準達成
（平成22年度基準+50%達成※）</td></tr>
<tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td><td>令和12年度燃費基準70%達成
（平成22年度基準+51%達成※）
（令和2年度基準102%達成）
かつ令和2年度基準達成
（平成22年度基準+50%達成※）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">車両総重量
2.5トン以下
のトラック</td><td>非課税</td><td>非課税</td><td>令和4年度基準105%達成
（平成22年度基準+63%達成※）</td></tr>
<tr><td>1.0%</td><td>0.5%</td><td>令和4年度基準達成
（平成22年度基準+55%達成※）</td></tr>
<tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td><td>令和4年度基準95%達成
（平成22年度基準+47%達成※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>乗用車</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>乗用車以外</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
※「平成22年度基準+」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
（自動車検査証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」の記載あり。）</td>
<td>1　車両番号の指定の時

2　1以外で自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内

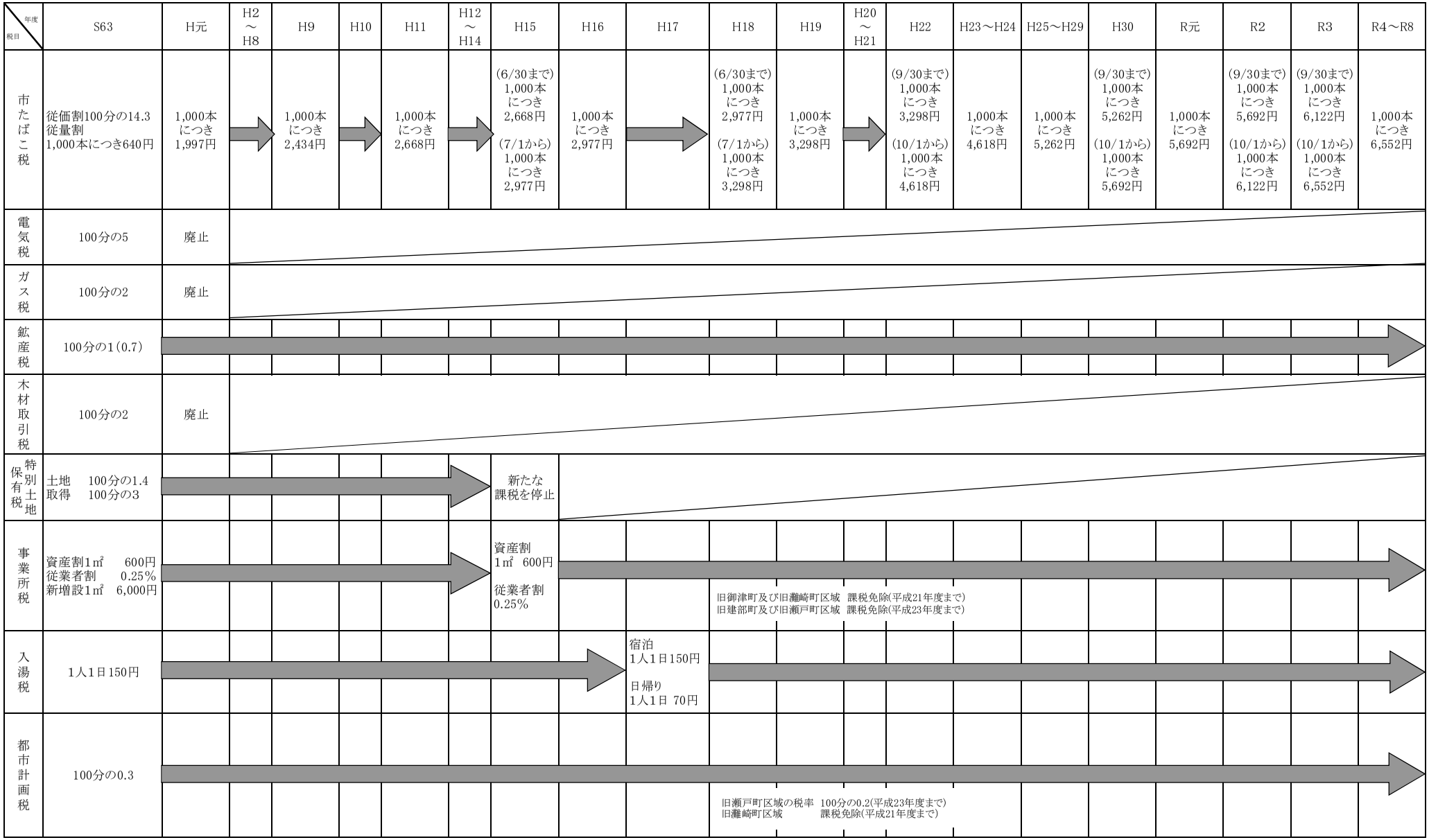
3　1,2以外で三輪以上の軽自動車の取得の日から15日以内</td>
<td>申告期限と同じ</td>
</tr>
</table>

区分／税目	課　税　客　体	納 税 義 務 者	賦課期日	課　税　標　準　及　び　税　率	申　告　期　限	納　　期
市たばこ税	たばこの販売	卸売販売業者等		1,000本につき6,552円	翌月末日	申告期限と同じ
鉱　産　税	鉱物の掘採	鉱業者		鉱物の価格100分の1 (鉱物の価格2百万円以下の場合100分の0.7)	翌月10日～同月末日	申告期限と同じ
特別土地保有税 ※ 平成15年度から新たな課税は停止	・土地の保有(保有期間が10年を超える土地を除く) ・土地の取得	土地の所有者		・保有分　取得価格の100分の1.4 ・取得分　取得価格の100分の3 ・免税点　5,000㎡　未満	・保有分　5月31日 ・取得分 1月1日前1年分 2月末日 7月1日前1年分 8月31日	申告期限と同じ
入　湯　税	鉱泉浴場における入湯	入湯客		宿泊　入湯客1人1日につき　150円 日帰り　入湯客1人1日につき　70円	翌月15日	申告期限と同じ
事 業 所 税	事業所等において行う事業	当該事業を行う者		・事業所床面積・・・・1㎡当たり　600円 (免税点　1,000㎡以下) ・従業者給与総額・・・・0.25/100 (免税点　従業者数　100人以下) (旧御津町及び旧灘崎町区域　課税免除(平成21年度まで) 旧建部町及び旧瀬戸町区域　課税免除(平成23年度まで))	・法人　事業年度終了の翌日から2月以内 ・個人　翌年の3月15日	申告期限と同じ
都 市 計 画 税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1月1日	税率　100分の0.3 (旧灘崎町区域　課税免除(平成21年度まで) 旧瀬戸町区域の税率　100分の0.2(平成23年度まで))		固定資産税の納期と同じ
交　付　金	国，地方公共団体所有の固定資産	国，地方公共団体		・算定標準額の100分の1.4 算定標準額は前年の3月31日における国有財産台帳の固定資産価格		6月30日

(2) 税率の変遷

<table>
<tr><th>税目＼年度</th><th>H元～H2</th><th>H3</th><th>H4～H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12～H15</th><th>H16～H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21～H25</th><th>H26</th><th>H27～H29</th><th>H30～R5</th><th>R6～R8</th></tr>
<tr><td>個人均等割</td><td>市民税　2,500円
県民税　700円</td><td colspan="5">→</td><td>市民税　3,000円
県民税　1,000円</td><td colspan="3">→</td><td>市民税　3,000円
県民税　1,500円</td><td colspan="2">→</td><td>市民税　3,500円
県民税　2,000円
H26からR5の10年間適用</td><td>→</td><td>→</td><td>市民税　3,000円
県民税　1,500円
R6から森林環境税(国税)1,000円上乗せ</td></tr>
<tr><td>個人所得割</td><td>市民税
120万円以下　3.0%
120万円超　8.0%
500万円超　11.0%</td><td>160万円以下　3.0%
160万円超　8.0%
550万円超　11.0%</td><td colspan="2">→</td><td>200万円以下　3.0%
200万円超　8.0%
700万円超　11.0%</td><td>→</td><td>200万円以下　3.0%
200万円超　8.0%
700万円超　12.0%</td><td>→</td><td>200万円以下　3.0%
200万円超　8.0%
700万円超　10.0%</td><td colspan="2">→</td><td>一律
6.0%</td><td colspan="3">→</td><td>→</td><td>一律　8.0%
※退職所得の分離課税に係るものは6.0%</td><td>→</td></tr>
<tr><td></td><td>県民税
500万円以下　2.0%
500万円超　4.0%</td><td>550万円以下　2.0%
550万円超　4.0%</td><td colspan="2">→</td><td>700万円以下　2.0%
700万円超　4.0%</td><td>→</td><td>700万円以下　2.0%
700万円超　3.0%</td><td colspan="4">→</td><td>一律
4.0%</td><td colspan="3">→</td><td>→</td><td>一律　2.0%
※退職所得の分離課税に係るものは4.0%</td><td>→</td></tr>
<tr><td>法人均等割</td><td>
<table>
<tr><th>資本等区分</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円超
50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超
10億円以下</td><td>50人超</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,000万円超
1億円以下</td><td>50人超</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,000万円
以　下</td><td>50人超</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>40千円</td></tr>
</table>
</td><td colspan="2">→</td><td>
<table>
<tr><th>資本等区分</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円超
50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>410千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超
10億円以下</td><td>50人超</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,000万円超
1億円以下</td><td>50人超</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,000万円
以　下</td><td>50人超</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>50千円</td></tr>
</table>
</td><td colspan="6">→</td><td>
<table>
<tr><th>資本等区分</th><th>従業員数</th><th>税率</th></tr>
<tr><td colspan="2">資本(出資)金の額を有しない法人等及び公共法人等</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円
以　下</td><td>50人以下</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>50人超</td><td>12万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円超
1億円以下</td><td>50人以下</td><td>13万円</td></tr>
<tr><td>50人超</td><td>15万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超
10億円以下</td><td>50人以下</td><td>16万円</td></tr>
<tr><td>50人超</td><td>40万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円超
50億円以下</td><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td>50人超</td><td>175万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円超</td><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td>50人超</td><td>300万円</td></tr>
</table>
</td><td colspan="3">→</td></tr>
</table>

年度／税目	H元～H2	H3	H4	H5	H6～H8	H9	H10～H25	H26	H27	H28～H30	R元	R2～R6	R7	R8
法人税割	100分の14.7	→	→	→	→	→	→	100分の12.1 H26.10.1以降に開始する事業年度から適用	→	→	100分の8.4 R1.10.1以降に開始する事業年度から適用	→	→	→
固定資産税	100分の1.4	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
							H21年度から一部再開発地区内の不均一課税実施(H30年度まで)			H28年度から地方活力向上地域における不均一課税実施				
軽自動車税 令和8年3月31日まで軽自動車税(種別割)	原動機付自転車 50cc 以下 1,000円 90cc 以下 1,200円 125cc 以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用(刈取脱穀作業用を含む) 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円 ＊電気自動車の税率については昭和60年度分～平成5年度分に限り一定の優遇措置が講じられている。	→	原動機付自転車 50cc 以下 1,000円 90cc 以下 1,200円 125cc 以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用(刈取脱穀作業用及び乗用田植機を含む) 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	→	→	原動機付自転車 50cc 以下 1,000円 90cc 以下 1,200円 125cc 以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	→	→	原動機付自転車 50cc 以下 1,000円 90cc 以下 1,200円 125cc 以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪(※3,900円) 3,100円 4輪 乗用 営業用(※6,900円) 5,500円 自家用(※10,800円 7,200円 貨物 営業用(※3,800円) 3,000円 自家用(※5,000円) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円 ※平成27年4月1日に新規検査を受けた車両のみ適用	原動機付自転車 50cc 以下 2,000円 90cc 以下 2,000円 125cc 以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪 3,600円 3輪 3,900円 4輪 乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物 営業用 3,800円 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 別途、3輪以上のうち、 ア 一定の環境性能車両について、新規検査を受けた翌年度のみ軽課税率が適用される。 イ 毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両に重課税率が適用される。	10月1日から、軽自動車税を軽自動車税(種別割)に名称変更	→	原動機付自転車 50cc 以下 2,000円 0.6kW 以下 2,000円 90cc 以下 2,000円 125cc 以下 かつ4.0kW以下 2,000円 125cc 以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪 3,600円 3輪 3,900円 4輪 乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物 営業用 3,800円 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 別途、3輪以上のうち、 ア 一定の環境性能車両について、新規検査を受けた翌年度のみ軽課税率が適用される。 イ 毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両に重課税率が適用される。	4月1日から、軽自動車税(種別割)を軽自動車税に名称変更
軽自動車税(環境性能割)											10月1日以降の取得に適用(県が賦課徴収) ・電気自動車及び環境性能の高い天然ガス車・ガソリン車 自家用・営業用 非課税 ・上記以外 自家用 1%又は2% 営業用 0.5%、1%又は2% (※別途、自家用乗用車は軽減税率が適用される。)	→	→	3月31日付で、軽自動車税(環境性能割)を廃止


年度
税目
S63
H元
H2～H8
H9
H10
H11
H12～H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20～H21
H22
H23～H24
H25～H29
H30
R元
R2
R3
R4～R8
市たばこ税
従価割100分の14.3
従量割
1,000本につき640円
1,000本につき1,997円
1,000本につき2,434円
1,000本につき2,668円
(6/30まで)
1,000本につき2,668円
(7/1から)
1,000本につき2,977円
1,000本につき2,977円
(6/30まで)
1,000本につき2,977円
(7/1から)
1,000本につき3,298円
1,000本につき3,298円
(9/30まで)
1,000本につき3,298円
(10/1から)
1,000本につき4,618円
1,000本につき4,618円
1,000本につき5,262円
(9/30まで)
1,000本につき5,262円
(10/1から)
1,000本につき5,692円
1,000本につき5,692円
(9/30まで)
1,000本につき5,692円
(10/1から)
1,000本につき6,122円
(9/30まで)
1,000本につき6,122円
(10/1から)
1,000本につき6,552円
1,000本につき6,552円
電気税
100分の5
廃止
ガス税
100分の2
廃止
鉱産税
100分の1(0.7)
木材取引税
100分の2
廃止
特別土地保有税
土地　100分の1.4
取得　100分の3
新たな課税を停止
事業所税
資産割1㎡　600円
従業者割　0.25%
新増設1㎡　6,000円
資産割
1㎡　600円
従業者割
0.25%
旧御津町及び旧灘崎町区域　課税免除(平成21年度まで)
旧建部町及び旧瀬戸町区域　課税免除(平成23年度まで)
入湯税
1人1日150円
宿泊
1人1日150円
日帰り
1人1日 70円
都市計画税
100分の0.3
旧瀬戸町区域の税率　100分の0.2(平成23年度まで)
旧灘崎町区域　課税免除(平成21年度まで)

令和８年度版　市　税　概　要

発行日　令 和 ８ 年 ９ 月
編　集　岡山市財政局税務部税制課
発　行　岡　　山　　市